

議案第 24 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

旧小須賀団地跡地		
所在地	地目	地積（㎡）
羽生市大字小須賀字野税場 830 番地 1	宅地	6,989.31

- 2 処分の方法 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約
- 3 処分金額 金 31,450,000 円
- 4 処分の相手方 東京都中央区新富一丁目 16 番 12 号
株式会社ステラマネジメント
代表取締役 愛宕 勲
- 5 処分の目的 国土交通省が実施する首都圏氾濫区域堤防強化対策事業（利根川堤防強化事業）に伴い、移転対象となった企業の移転先として、市所有の未利用地を売却する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明